

に、これらとの衝突の防止及び被害の軽減に資する中長期的な技術開発を推進する。

#### 船舶運航事業者に対する研修等の充実

船舶運航事業者の安全統括管理者及び運航管理者に対する研修を実施するなど、様々な機会を捉えて運輸安全マネジメント制度の周知や事故防止対策の徹底を図る。研修の実施に当たっては、最新の事故事例の分析結果を活用するなど研修水準の向上に努める。

#### 安全情報公開の推進

船舶運航事業に関する安全情報については、運輸安全一括法の改正に伴いその公開が法律上義務づけられたところであり、これに基づき、船舶運航事業者と国がそれぞれの役割に応じた安全情報の適切な公開を推進する。

### 3 船員災害防止対策の推進

第8次船員災害防止基本計画（5か年計画）の効率的かつ具体的な実施を図るため、平成19年度船員災害防止実施計画を作成し、安全衛生管理体制の整備とその活動の推進、死傷災害の防止を図るとともに、生活習慣病を中心とした疾病予防対策及び健康増進対策などを、船舶所有者、船員及び国の三者が

一体となって強力に推進する。

### 4 水先制度の抜本改革

平成19年4月に施行された改正水先法に基づき、水先人の確保を図るための水先人養成や船舶交通の安全確保のための水先免許更新時の更新講習受講の義務化等の新制度の着実かつ適確な運用を図る。

### 5 海難原因究明体制の充実

海難の徹底した原因究明と再発防止に向けて、引き続き迅速な調査・審判に努めるとともに、深く掘り下げた科学的な原因究明を行うための調査・審判体制の充実を図る。また、海難調査の国際協力体制を構築するため、国際海事機関（IMO）等における検討に積極的に対応する。

### 6 外国船舶の監督の推進

STCW条約及び海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づき、我が国に入港する外国船舶に対し、乗組員の資格証明書、航海当直体制及び操作要件（乗組員が機器等の操作に習熟しているかどうか）等のソフト面に関する的確に外国船舶の監督（PSC）を推進する。

## 第4節 船舶の安全性の確保

### 1 船舶の安全基準等の整備

船舶の安全性確保のため、国際的には国際海事機関（IMO）において技術基準が検討されるとともに、我が国では船舶安全法（昭8法11）及びその関係省令に基づき所要の技術基準を策定している。

現在IMOでは、目標指向型の新造船構造基準や次世代の航海支援システム構築に向けたe-Navigation戦略などの検討が進められており、これらの船舶の安全性向上に向けた議論に我が国より積極的に参画する。

我が国周辺では、海難の約4割を占めている衝突・座礁事故対策が喫緊の課題であることから、先進の航海機器を十分に活用した次世代の航海支援システムによる安全対策の検討を進める。また、我が

国近海において超高速船が漂流物等に衝突する事故が相次いでいることから、同種事故への安全対策の一つとして、より衝撃吸収効果の高い座席・シートベルトの技術基準の検討を進める。

平成18年度、交通バリアフリー法とハートビル法とを統合・拡充したバリアフリー新法が公布・施行されたことを踏まえ、旅客船事業者等が円滑に旅客船のバリアフリー化に対応できるよう普及啓もうを図る。

### 2 重大海難の再発防止

平成12年の沖合底びき網漁船「第五龍寶丸」転覆沈没事故と同種事故の再発防止対策として、「漁船の復原性の明確化」、「船体構造設備の改善」及び「操

業中の安全な作業，操船の実施」について漁業関係者に対し指導するとともに，各種漁船の転覆事故に関する継続的な調査検討を行い，事故再発防止対策に反映する。

### 3 危険物の安全審査体制の整備

我が国における危険物の海上輸送に関する安全規制を的確に実施するため，多様化する危険物の海上輸送に対応した安全審査体制の強化を図る。また，IMO等における安全基準の策定に当たっては，我が国も積極的に参加し，国際的な海上輸送安全の確保に貢献していく。

### 4 船舶の検査体制の充実

近年の技術革新，海洋環境への配慮等により高度化・複雑化する中であっても，船舶の構造及び設備等に係る船舶検査の品質を更に維持向上するため，

今後もISO9001に準拠した品質管理システムを活用し，船舶検査執行体制の高度化を図っていく。

### 5 旅客船事業者等による船舶の安全管理体制構築の普及促進

国際安全管理規則（ISM）コードはヒューマンエラーの防止に係る安全重視の企業風土を確立させることに極めて有効であるため，今後も旅客船事業者等に対し任意のISM認証取得の普及を促進するとともに，安全管理システムを認証するための審査体制の強化を図る。

### 6 外国船舶の監督の推進

SOLAS条約等に基づき，我が国に入港する外国船舶に対し，船舶の構造・設備等のハード面に関して的確にPSCを推進する。

## 第5節 小型船舶等の安全対策の充実

### 1 ボートパーク，フィッシャリーナ等の整備

#### ボートパーク等の整備

各地で課題となっている放置艇問題を解消し，港湾等の公共水域の秩序ある利用を図るために，必要最低限の施設を備えた簡易な係留・保管施設であるボートパークの整備を推進する。具体的には，運河・水路等の既存の静穏水域，遊休護岸等の既存ストックを活用した係留施設のほか，比較的安価に整備を行うことが可能な公共空地等を活用した陸上保管主体の施設についても整備を推進する。

また，海洋性レクリエーションの振興の観点からも，プレジャーボートの安全な活動拠点であるマリナーについては，民間及び第三セクターが整備を行うに当たって，埠頭整備資金貸付金事業や日本政策投資銀行等による長期・低金利の融資を活用して，その整備を支援するとともに，PFIを含む民

間活力を積極的に導入して推進する。

ボートパーク等のプレジャーボート保管施設整備に当たっては，プレジャーボート活動の安全を確保し，秩序ある水域の利用を図れるよう，施設の配置計画やプレジャーボートの活動水域の設定に十分留意するとともに，施設における安全性の確保に努める。

また，高齢者，障害者等による安全な活動に配慮した施設整備を図る。

#### フィッシャリーナ等の整備

漁港においては，防波堤等の外郭施設，航路泊地等の水域施設の整備を推進し，漁船等の安全の確保が図られるよう努める。

また，漁船とプレジャーボート，遊漁船等の秩序ある漁港の利用を図るため，周辺水域の管理者との連携により，プレジャーボート，遊漁船等を分離

第三セクター

国や地方公共団体と民間企業の共同出資で設立される事業体。

PFI

公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。